

決済システムの強化を考える — アジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化 —

セッションⅡ：「アジア域内における決済システムの現状と強化に向けた取組み」

わが国における資金決済システムの強化に向けた取組み

金融庁総務企画局決済システム強化推進室長
高橋 康文

概 要

現在、わが国では、ニューヨーク、ロンドンに比肩する国際金融センターの確立に向けた金融・資本市場の競争力強化が強く求められており、決済システムについても、安全性、効率性、利便性の一層の向上等の指摘がなされている。2007年12月に公表された金融庁の「市場強化プラン（金融・資本市場競争力強化プラン）」でも、安全・効率的・便利な決済システムの構築が目標の1つとされている。

近年、情報通信技術の革新やインターネットの普及により、銀行が提供する従来のサービスと異なる新たな資金決済サービスが発達してきている。また、これまで銀行のみに認められてきた為替取引を他の事業者が容易に行い得る状況になっている。こうした環境変化に対応するため、金融審議会に設けられた決済に関するワーキング・グループでは、昨春以来、決済に関する新しいサービスについて、その法的な位置づけを整理し、イノベーションの促進と利用者保護を図るべく制度整備のあり方について検討が行われてきた。

また、米国のサブプライム・ローン問題を契機とした国際金融・資本市場の動揺が続いている状況の下、国内外の決済システムに関しても、相互依存関係が一段と強まっている。諸外国では決済システムに関する制度整備の検討が行われている。金融審議会でも、わが国の決済システムの中核をなす銀行間の資金決済について、適切な監督等を行うための制度整備について検討が行われた。

本報告では、最近公表された金融審議会第二部会の報告書をもとに、これらリテールとホールセールという異なる階層の資金決済を対象に、現在、金融庁で進めている制度整備の方向性について説明するとともに、既に法律が整備され、実施段階に入っている電子記録債権制度について紹介することを通じて、わが国における近年の資金決済システムの強化に向けた取組みを述べることにしたい。